

大阪府条例第六十四号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三十条関係）		別表第一（第三十条関係）	
一（略）		一（略）	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
（略）	（略）	（略）	（略）
大阪府自殺 対策審議会	（略）	大阪府自殺 対策審議会	（略）
大阪府ギヤ ンブル等依 存症対策推 進会議	大阪府ギヤンブル等依存症 対策基本条例（令和四年大 阪府条例第五十九号）第十 三条第二項に規定する事項 についての調査審議に關す る事務		
（略）	（略）	（略）	（略）
一一四（略）		一一四（略）	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。